

〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 緑光会

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市堂崎町 1288 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 10 年 8 月 26 日

(4) 設立登記年月日 平成 10 年 9 月 11 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	城谷 麻衣子	病院管理者
理 事	城谷 安津子	
同	堀内 瑠衣子	
監 事	酒井 正義	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	城谷病院	諫早市堂崎町 1288 番地	精神病床 78 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
デイサービスセンター しあわせ	諫早市堂崎町 15 番地 14	
介護予防通所介護事業所 しあわせ	同上	
居宅介護支援事業所 しあわせ	同上	
有料老人ホーム ひだまり	諫早市堂崎町 15 番地 13	
訪問介護事業所 ひだまり	同上	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月22日	令和4年度決算報告及び事業報告承認の件
〃	理事及び監事の任期満了に伴う改選の件
〃	役員報酬の件

令和6年3月25日	事業計画及び収支予算決定の件
〃	借入限度額の件

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

該当なし

法人名 医療法人 緑光会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市堂崎町1288番地

貸 借 対 照 表

(令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	246,784	I 流動負債	52,370
現金及び預金	138,977	支払手形	
事業未収金	91,996	買掛金	4,553
有価証券		短期借入金	5,268
たな卸資産	5,962	未払金	38,586
前渡金		未払費用	
前払費用	139	未払法人税等	202
繰延税金資産		未払消費税等	592
その他の流動資産	9,710	繰延税金負債	
貸倒引当金			
II 固定資産	324,443	前受金	
1 有形固定資産	265,881	預り金	3,169
建物	169,400	前受収益	
構築物	2,892		
医療用器械備品	6,208	その他の流動負債	
その他の器械備品		II 固定負債	98,795
車両及び船舶	255	医療機関債	
土地	37,775	長期借入金	88,295
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	49,351		
2 無形固定資産	4,452	その他の固定負債	10,500
借地権		負債合計	151,165
ソフトウェア	3,805	純資産の部	
その他の無形固定資産	647	科 目	金 額
3 その他の資産	54,110	I 出資金	50,000
有価証券		II 積立金	370,062
長期貸付金			
役員等長期貸付金		繰越利益剰余金	370,062
長期前払費用		III 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	54,110	繰延ヘッジ損益	
4 繰延資産	0		
繰延資産	0	純資産合計	420,062
資産合計	571,227	負債・純資産合計	571,227

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 緑光会
所在地 長崎県諫早市堂崎町1288番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		533,161
2 事業費用		
(1)事業費	557,179	
(2)本部費		557,179
本来業務事業損失		24,018
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		67,077
2 事業費用		65,221
附帯業務事業利益		1,856
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		22,162
II 事業外収益		
受取利息	11	
その他の事業外収益	24,686	24,697
III 事業外費用		
支払利息	298	
その他の事業外費用	85	383
経常利益		2,152
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		0
V 特別損失		
固定資産除却損	210	
その他の特別損失		210
税引前当期純利益		1,942
法人税・住民税及び事業税	204	
法人税等調整額		204
当期純利益		1,738

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 緑光会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市堂崎町1288番地

財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	571, 227 千円
2. 負 債 額	151, 165 千円
3. 純 資 産 額	420, 062 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	246, 784
B 固 定 資 産	324, 443
C 資 産 合 計 (A + B)	571, 227
D 負 債 合 計	151, 165
E 純 資 産 (C - D)	420, 062

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人緑光会

理事長 城谷 麻衣子 殿

私は、医療法人緑光会の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。 その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 27 日

医療法人緑光会

監事

河井正義